

写

平成15年3月17日

札幌市長 桂 信 雄 様

札幌市男女共同参画審議会

会長 成 田 教 子

(仮称)札幌市男女共同参画計画素案について(答申)

平成15年1月20日付け札共参第1016号により札幌市長から諮問のあった「(仮称)札幌市男女共同参画計画素案」については、妥当であると認めますが、別紙のとおり計画文案の一部を修正されますよう答申いたします。

なお、当計画につきましては、すみやかに策定のうえ施行されますことを望みます。

(仮称) 札幌市男女共同参画計画素案に対する修正について

		項 目	計 画 素 案	修 正 内 容
1	P 4	計画の基本的な考え方 5 計画の期間	～ただし、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて必要な見直しを行います。	～ただし、計画の進捗状況や社会情勢の変化などに対応するため、 <u>計画の施行3年後には必要な見直しを行います。</u>
2	P 18	I あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり 5 家族や地域の変化に応じた男女共同参画の推進 (3) 家庭生活等と仕事の両立支援 ①家庭生活等と仕事の両立支援	男女が共に育児・介護休暇を取得でき、結婚・出産・育児などにより仕事を中断した女性がスムーズに社会復帰できるような職場づくりに向けた啓発など、男女を問わず家庭生活等と仕事とを両立できる環境整備に向けた取組を進めます。	男女が共に育児・介護休暇を取得でき、結婚・出産・育児などにより仕事を中断した女性がスムーズに社会復帰できるような職場づくりや労働時間に配慮した働きやすい環境整備など、男女を問わず家庭生活等と仕事との両立支援に向けた取組を進め、啓発にも努めます。
3	P 24	II 女性の経済的・社会的自立の促進 1 就業における男女共同参画を促進するための環境整備 (2) 女性の就業機会の拡大 ①社会的困難を持った女性に対する能力開発と雇用機会の拡大	①社会的困難を持った女性に対する能力開発と雇用機会の拡大	①社会的支援が必要な女性に対する能力開発と雇用機会の拡大
4	P 26	III 男女の人権の尊重 1 女性に対する暴力の根絶 (現状と課題)	～また、平成11年度からは緊急一時保護事業を開始し、民間シェルター（一時保護施設）への助成も行っています。 今後も、女性に対する暴力は多くの人々に関わる社会的問題であるという認識を市民に広く浸透させるなど、女性に対する暴力を個人の問題として矮小化するのではなく、積極的に人権問題としてとらえ、その啓発や被害を受けた女性への支援体制の整備など施策の充実を図ります。～	～また、平成11年度からは緊急一時保護事業を開始し、民間シェルター（一時保護施設）への助成も行っていますが、 <u>女性に対する暴力の顕在化、増加に伴ってさらなる支援が必要となってきました。</u> <u>従って、今後とも、女性に対する暴力は多くの人々に関わる社会的問題であるという認識を市民に広く浸透させるなど、女性に対する暴力を個人の問題として矮小化するのではなく、積極的に人権問題としてとらえ、その啓発や被害を受けた女性への支援体制の整備など施策の充実を図ります。</u> ～

		項 目	計 画 素 案	修 正 内 容
5	P 31	Ⅲ男女の人権の尊重 3 生涯を通じた女性の健康支援 (3) 男女共同参画の視点による学校・家庭における性教育の充実 ①男女共同参画の視点による学校・家庭における性教育の充実	男女共同参画の視点による学校・家庭における性教育の充実を図るため、生徒に対して人権の尊重と性に関する教育を行い、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての理解を深めるとともに、性に関する自己決定能力を育てるため、学校の中で男女双方に対して医学的な見地から性に関する正しい情報を提供します。～	男女共同参画の視点による学校・家庭における性教育の充実を図るため、 <u>児童生徒に対して人権尊重を基盤とした性に関する教育を行い、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての理解を深めるとともに、学校の中で男女双方に対して医学的な見地などから性に関する正しい情報を提供し、性に関する自己決定能力を育てる外、相談体制の充実を図ります。～</u>
6	P 33	Ⅳ男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実 1 人権尊重を基盤にした男女平等教育の推進 (1) 人権尊重を基盤にした男女平等教育の一層の推進 ①人権尊重を基盤にした男女平等教育の一層の推進	人権尊重を基盤とした男女平等教育を一層推進するため男女平等教育に関する副読本などを積極的に活用し、さらに教科指導だけでなく進路指導や特別活動など学校の教育活動全体を通じ、男女平等教育の視点に立った指導を推進します。	<u>男女平等教育に関する副読本などを積極的に活用するとともに、教科指導だけでなく進路指導などの特別活動や総合的な学習の時間など学校教育活動全体を通じて、人権尊重を基盤とした男女平等教育を一層推進します。</u>
7	P 40	Ⅴ総合的な取組に向けた推進体制等の整備・強化 2 庁内推進体制の強化 (2) 男女共同参画行政担当部局の強化 ①男女共同参画行政担当部局の強化	男女共同参画行政担当部局や各区の推進体制の機能強化、さらに財政措置などについて検討します。	男女共同参画行政担当部局の <u>庁内における位置づけを初めとし、本庁及び各区の推進体制の機能強化、さらに財政措置などについて検討</u> します。